

意見検討結果一覧表

（案名： 令和8年度岩手県食品衛生監視指導計画 ）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	農作物の鳥獣被害や熊などの住宅地への出没との関連もあるが、野生動物の食用加工や喫食の普及に伴い、そのリスクを生産者、消費者に周知を図っていく必要があるのではないか。	野生鳥獣肉のリスクについては、鶏肉等通常喫食している食肉と併せ、講習会や SNS などを通じて衛生に関する普及啓発を行っていきます。	D
2	情報提供において、SNS やリーフレットに加え、住民との双方向のリスクコミュニケーションを強化する必要がある。東京都のように、LINE 公式アカウントを活用した相談受付や、意見交換会の開催など、住民参加型の仕組みを導入することで、より信頼性の高い行政運営が可能となる。	県で従前から実施している、広く県民を対象としたリスクコミュニケーションを引き続き実施していくとともに、生成 AI や IT 技術を活用した業務手法を検討していきます。	D
3	HACCP 支援について、事業者の規模や業種に応じた個別最適化が求められる。京都府のように、簡易な記録ツールやデジタル化支援を導入することで、特に中小規模事業者の負担軽減と実効性の向上が期待できる。	HACCP 支援については、国や事業者のツール作成動向を注視するとともに、他自治体が作成したツールの貸与など、事業者が取組やすいツールの導入について検討していきます。	D
4	東北地方ならではの自然環境、四季折々の農産物、地域に根ざした食文化を活かした食育や体験型学習、地産地消と連動した衛生管理支援を展開することで、地域の価値をさらに高めることができる。	地産地消のものに限らず衛生管理への指導・支援は実施していきますが、食育等については岩手県食育推進計画等により取り組んでいきます。	E

5	<p>毒キノコや山菜など自然由来のリスクに対しては、地域住民の知見を活かした啓発活動が有効である。長野県や静岡県のように、住民と協働で安全マップを作成したり、学校教育と連動した食の安全教育を行うことで、地域全体のリテラシー向上が図られる。</p>	<p>放射性物質については、出荷制限区域を県のホームページで発信しています。有毒植物については、安全とされた場所でも、有毒植物が侵食し、それらを誤食したことによる健康被害の発生も考えられるため作成する予定はありません。</p> <p>また、学校等と協力した食の安全教育については、今後、検討していきます。</p>	D
6	<p>これらの取り組みを実現するためには、行政だけでなく、地域の NPO 法人や市民団体、大学・研究機関、民間団体との連携が不可欠である。たとえば、大学の食品衛生や公衆衛生分野の研究成果を活用したリスク評価や教育プログラムの開発、民間企業との協働による衛生管理ツールの導入支援やアプリの開発、NPO 法人による地域密着型の講習会や情報発信など、多様な主体が役割を分担しながら連携することで、より実効性の高い体制が構築される。</p> <p>さらに、こうした連携を活かした斬新かつ実現可能な提案として、「地域食材×衛生教育」をテーマにした恒常的にあって誰もが気軽に訪れ世代を超えて誰もが簡単にいつでもどこからでもアクセスできる“食の安全ラボ・カフェ”の設置を提案したい。これは、直売所や道の駅などに併設し、地元食材を使った軽食を提供しながら、HACCP の実演展示や食品表示の読み方講座などを行う体験型の学びの場である。大学生や NPO、食品衛生推進員がスタッフとして関わることで、地域の知と人材を活かした持続可能な運営が可能となる。観光客や住民が気軽に立ち寄れるこのカフェは、食の安全を「学ぶ・体験する・味わう」場として、岩手県の魅力発信にもつながるだろう。</p>	<p>カフェ等の設置による情報発信は困難ですが、食の安全安心に関する情報提供については、出前講座の開催や講習会等への講師派遣、また、リスクコミュニケーションの開催や SNS 等を活用した積極的な情報発信を行っていくこととしています。</p>	E

7	HACCP に沿った衛生管理の実践と定着を図るためには、やはり新規に営業許可を取得した業者に対する保健所による運用の確認が必要なのではないか。	新規許可取得者へのフォローは有用と考えますので、P3の2 HACCP に沿った衛生管理の促進の項目に運用の確認を行う旨を追記しました。	A
---	---	---	---

「決定への反映状況」

区 分	内 容
A (全部反映)	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B (一部反映)	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C (趣旨同一)	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D (参考)	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E (対応困難)	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F (その他)	その他のもの (計画等の案の内容に関する質問等)